

令和 8 年度 宇治市地域包括支援センター事業計画

目次

I	令和 8 年度 宇治市地域包括支援センター運営方針……………	1 ～ 3
II	令和 8 年度 地域包括支援センター職員配置状況……………	4
III	令和 8 年度 地域包括支援センター事業計画	
	①東宇治北地域包括支援センター ……………	5 ～ 8
	②東宇治南地域包括支援センター ……………	9 ～ 12
	③南部・三室戸地域包括支援センター ……………	13 ～ 15
	④中宇治地域包括支援センター ……………	16 ～ 18
	⑤槇島地域包括支援センター ……………	19 ～ 22
	⑥北宇治地域包括支援センター ……………	23 ～ 25
	⑦西宇治地域包括支援センター ……………	26 ～ 29
	⑧南宇治地域包括支援センター ……………	30 ～ 32
IV	令和 8 年度 地域包括支援センター運営事業 収支予算 ………	33

令和 8 年度 宇治市地域包括支援センター運営方針

「宇治市高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」に基づき、地域包括支援センターの運営方針を以下とする。

1 地域包括支援センター設置の目的

地域包括支援センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な支援を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置する。

2 地域包括ケアシステムの構築方針

市では、宇治方式地域包括ケアシステムを推進し、「すべての高齢者が住み慣れた地域において、健やかに、生きがいをもって、安心して暮らすことができる」地域社会の実現を目指し、宇治市高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画において総合的に取り組むため、「在宅生活・看取り期までの在宅ケアを支える体制づくり」、「社会参加による介護予防とフレイル対策の推進」、「地域における認知症との共生」、「地域ネットワークの充実」、「介護保険制度の持続性確保」5つの柱を掲げている。

地域包括支援センターは、高齢者が要介護状態等となることの予防や悪化防止を推進し、住み慣れた地域でその人らしく生活することができるよう、保健・医療・福祉・介護などの各サービスを適切に調整し、つなげる役割を果たすといった地域支援の力を発揮するとともに、地域課題に対応した地域の多様な職種や機関との連携協働による地域包括支援ネットワークの構築を進め、市とともに宇治方式地域包括ケアシステムの推進に取り組む。

3 運営における基本方針

(1) 公益性の視点

地域包括支援センターは、介護保険制度をはじめとする市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

(2) 地域性の視点

地域包括支援センターは、地域のサービス提供体制を支える中核的な存在であり、様々な機会を通じて、各圏域の特性や実情を把握し、地域が抱える課題を幅広く汲み上げ、包括センターの日々の活動に反映させるとともに、課題の解決に積極的に取り組む。

(3) 協働性の視点

地域包括支援センターは、保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職種を配置し、職員が業務の理念・基本的な骨格といったものを理解し、常に相互に情報を共有し、協議して業務を遂行する。

4 圏域ごとのニーズに応じた重点的に行うべき業務

- (1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを通して、担当する圏域が抱える特性や課題からそのニーズ把握に努め、重点的に行うべき業務を定めて業務を実施する。
- (2) 全市的に抱える課題に対して、地域の実情に応じた重点的に行うべき業務を定めて業務を実施する。

＜令和8年度 市の重点取り組み事項＞
地域における認知症との共生

5 基本業務

(1) 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要か把握し、地域における適切なサービス、関係機関および制度の利用につなげる等の支援を行う。

- ① 初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援
- ② 相談支援にあたって必要となる地域包括支援ネットワークの構築
- ③ 地域の高齢者の状況や実情の把握

(2) 権利擁護業務

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を行う。

- ① 高齢者虐待への対応
- ② 成年後見制度の活用促進
- ③ 宇治市障害者・高齢者権利擁護センターとの連携
- ④ 老人福祉施設等への措置の支援
- ⑤ 困難事例への対応
- ⑥ 消費者被害の防止に関する諸制度の活用

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントが行われる環境整備や、適切なケアマネジメントを介護支援専門員が実践することができるように個々の介護支援専門員へのサポートを行う。

- ① 包括的・継続的なケア体制の構築
- ② 地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用
- ③ 介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談
- ④ 地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言

(4) 第1号介護予防支援事業・指定介護予防支援

介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ(遅らせる)」「要支援状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、その心身の状況等に応じて、インフォーマルサービス等を含む様々な地域資源を活用し、高齢者が住み慣れた地域で日常生活を送れるよう、適切な事業・サービスが包括的・効果的に実施されるよう必要な支援を行うとともに、高齢者自身が、介護予防の必要性を理解し、主体的に取り組みを行えるよう、本人にできることや意欲を引き出し、地域における自立した日常生活を送るための介護予防ケアマネジメントを行う。

6 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

地域包括支援センターは、様々な社会資源が有機的に連携することができる環境整備のため、保健・医療・福祉・介護等の関係機関及び、地域関係団体やボランティア等の関係者、認知症初期集中支援チーム、生活支援コーディネーター、行政機関等と連携し、多職種協働による地域包括支援ネットワークを構築する。

7 地域ケア会議の実施

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの推進に向けて保健・医療・福祉・介護などの関係機関や地域住民等の地域関係団体と連携し、高齢者が住み慣れた地域での生活を地域全体で支援していくことを目的に、高齢者の個別課題の解決及び地域課題の解決に向けたネットワークの構築と地域資源の開発に関する協議の場として、地域ケア会議を開催する。

8 その他包括的支援事業等との連携

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核機関として、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業、介護予防事業等と連携し、地域包括ケアシステムの推進に取り組む。

※業務の遂行にあたっては、「地域包括支援センター運営マニュアル(長寿社会開発センター発行)」及び「宇治市包括的支援事業の手引き」に沿って行うものとする。

令和 8 年度 地域包括支援センター職員配置状況

<センター職員配置状況> ※常勤換算にて表記

(令和 8 年 4 月時点)

センター名	専門 3 職員配置					ケアプラ ンナー	事務員 等
	定数	① 保健師・看護師	② 社会福祉士	③ 主任介護支援専門員	合計		
東宇治北	4	1	2	1	4	0.5	0.3
東宇治南	4	1	2	1	4	1.3	0
南部・三室戸	3	1	1	1	3	1.56	0
中宇治	5	1	3	1	5	1.0	0
槇島	3	1	1	1	3	0	0.2
北宇治	4	1	2	1	4	1.5	0
西宇治	5	1 ※2	3	0	4	0 ※1	0
南宇治	4	1	2	1	4	0.48	0.5
市全体	32	8	16	7	31	6.34	1

※1 令和 8 年 7 月 1 日～ 1 名配置

※2 令和 8 年 8 月 1 日～ 看護師 1 名を追加配置

令和８年度 東宇治北地域包括支援センター事業計画

1 運営方針

地域共生社会の実現に向けて多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築を行い、地域の高齢者等の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な支援を行うことにより、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

地域の方々の暮らしや住み慣れた自宅、そして地域で継続していけるように、地域包括ケアシステムの推進の要となる中核機関となる。

2 基本業務

(1) 総合相談支援業務

1) 地域包括支援ネットワークを構築する

高齢者が住み慣れた地域で、できる限りその人らしい生活を維持していけるように、包括的・継続的に支援する。各自治体や民生員、医療や福祉の関係機関、認知症初期集中支援チーム等と連携し、リスト作成を行う。

2) 市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす

1年間の相談件数、は相談内容別、地域別など情報を分類し、宇治市に報告をする。

また、家族介護者の相談について、件数や内容を取りまとめ、宇治市に報告する。

1年間の相談件数・相談内容などから、地域課題を分析する。また、それをもとに研修ができるか検討する。

3) 家族介護者支援に取り組む

支援が必要な家族介護者の早期発見のため、行政との連携に努め、家族介護者に対するアセスメントを行う。それぞれの状態やニーズに応じた適切な社会資源に関する情報提供が出来るようにする。また、家族介護者の相談件数の把握、相談内容を記録に残す。

4) 複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する

複合的な課題を持つ世帯について、相談があった時には、ニーズを整理し明確にし、人数内容についての把握に努める。そのニーズに応じて適切な社会資源につなげていく。

(2) 権利擁護業務

市長申し立てについて、判断基準をセンター内で共有し、基準に基づき必要な方には案内をする。三職種カンファレンスで経過を共有し、方向性について考える。宇治市とも相談し、方向性を考えてアセスメントを実施する。3か月に1度、また必要時、宇治市で虐待評価会議を行い、報告・情報共有・議論を行い、高齢者虐待事例への対応策を検討する。事例の積み重ねを行い、専門職の質の向上を図る。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者の暮らしが住み慣れた地域で継続できるよう、圏域の介護支援専門員とは日頃からの連携を大切に、介護支援専門員だけでは対応が困難な事例や虐待事例などは、共に取り組んでいく。その内容を整理・分類し、相談件数とともに宇治市に報告する。圏域の介護支援専門員等の担当事例について、必要に応じて多職種が参加する小地域包括ケア会議を開催し、個々の介護支援専門員へのサポートを行う。

介護支援事業管理者の研修会を実施し、関係者との意見交換の場に参画し、担当圏域の介護支援専門員のニーズを把握し、協働できるようにする。また、圏域居宅に居宅内で、困難ケースに対する対応能力、スーパーバイズを行う力をつけてもらうようにサポートを行う。

(4) 第1号介護予防支援事業・指定介護予防支援

自立支援・重度化防止の視点でケアマネジメントできるよう、基本方針をセンター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知する。

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行う。

多様な地域の社会資源について、圏域の居宅介護支援事業所と共有し、効果的に高齢者の自立を推進する。

事業所の選定については、公平性・中立性を確保し、事業所が偏ることないように、センター職員間で情報を共有する。

3 組織・運営体制について

(1) 職員体制

職種	人数	常勤換算	包括的業務	予防兼務	その他兼務
主任介護支援専門員	1	1	あり	あり	なし
社会福祉士◎	2	2	あり	あり	なし
看護師	1	1	あり	あり	なし
ケアプランナー	1	0.5	なし	あり	なし
事務員	1	0.3	なし	なし	なし

◎センター長

(2) 休業日及び時間外の体制について

・休業日は日曜日、祝日及び12月29日から1月3日まで。

(営業日は、運営規定どおり月曜日から土曜日までとする。)

・事業実施時間帯は、運営規定上は9:00～17:00。実際の勤務体制は、8:45～17:45。

・時間外および休日は、転送電話で連絡や相談に対応し、緊急時には必要な措置を行う。

(3) 職員研修計画

職員への個別の面談を定期的にもち、職員一人一人の資質向上、顔の見える関係づくりを目的として、専門分野に関わる研修・関係機関が主催する研修・市から示された研修等に参加する。出席後は研修報告書を提出し、研修内容を署管内で報告する。共有した方がよい研修については、出席できなかった職員に伝達研修を行う。

4 個人情報の保護について

個人情報に関する市の取扱方針に従って、個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備する。毎年、4月のカンファレンスで共有する。個人情報が漏洩した場合の対応も周知する。

個人情報の保護に関する責任者をセンター長とし、相談票・個人記録を持ち出す場合は持ち出し表に記入し管理する。

5 重点取り組み事項に関する事業計画（東宇治北地域包括支援センター）

（１）圏域別重点課題への取り組み

地域の現状・地域課題	事業計画
地域特性として坂道が多く、そのため主な移動手段が自動車となっており、免許返納後の移動手段に問題を抱える。さらに高齢化の進行に伴い独居高齢者や高齢者夫婦世帯が増加し、外出機会や社会参加の減少による閉じこもりがみられる。 介護予防に関する意識は住民間で大きな差が生じており、通いの場に参加していない層の存在も課題である。さらに総合相談の内容から地域とのつながりの希薄化により、早期の変化に気づきにくくなっている。そのため相談時に重度化や介護保険申請に直結するケースもみられるため、予防意識の向上と継続的に参加できる仕組みづくりが求められる。	①介護予防に対する意識向上を目的に、幸齢者健康づくり教室、出前講座等を実施し、住民の現状と課題を把握しながら、介護予防への意識向上を図る。 ②高齢者の閉じこもり予防と社会参加の促進を目的に、地域のサロンや体操教室、ボランティア活動などへ参加し、地域資源の把握と情報発信を行うとともに、民生委員や自治会等との連携し、参加に消極的な高齢者へ働きかける。 ③東宇治北圏域で把握している地域活動の一覧表を作成し、地域住民への社会資源の情報発信や啓発活動を通し、介護予防や地域活動への関心向上を図る。

（２）地域における認知症との共生への取り組み

地域の現状・地域課題	事業計画
総合相談における認知症に関する割合は全体の約２割となっている一方で、地域住民の認知症に対する理解が十分とは言えず、偏見や対応への不安がみられる。そのため早期発見・早期相談につながりにくく、症状が進行してから支援に至る、また地域トラブルとして発展した状態で関わるケースが生じている。また家族介護者の負担や孤立も大きく、適切な支援に繋がっていない状況も考えられる。	・れもんカフェやミーティングカフェを通じ、本人及び家族の居場所づくりや孤立防止、負担軽減を図る。また民生委員や地域住民、関係機関と連携し、見守りや生活上のリスクにも地域で対応できる関係性づくりを推進する。 ・認知症コーディネーターを中心に、地域住民や関係機関を対象として認知症サポーター養成講座等を実施し、認知症に対する正しい理解の普及を図る ・認知症コーディネーターが相談のハブとなり、初期段階からの関わりを強化する。医療機関や介護サービス、認知症初期集中支援チーム等と連携し、適切な支援へつなげる体制を構築する。小地域ケア会議等を活用し、事例共有を行い、支援の向上を図る。

令和８年度 東宇治南地域包括支援センター事業計画

1 運営方針

- ① 公益性の視点：介護保険制度をはじめとする市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として公正で中立性の高い事業運営を行う。
- ② 地域性の視点：地域のサービス提供体制を支える中核的な存在であり、様々な機会を通じて連携を図り、地域の特性や実情を把握し、課題を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映課題の解決に向けて取り組む。
- ③ 協調性の視点：専門職（社会福祉士・主任ケアマネジャー・看護師・ケアマネジャー）の専門性を活かし、法的根拠、人権・権利を意識し業務の理念を理解した上で、常に情報共有し協議して業務を遂行する。

2 基本業務

（１）総合相談支援業務

1) 地域包括支援ネットワークを構築する

- ・地域の関係機関・関係団体をリスト化し正確な情報で対応出来るよう努める。
- ・対応困難な事例は、福祉関係だけでなく医療機関、障害者支援、地域団体、宇治市等の行政機関など様々な関係機関との連携し取り組む。特に精神科病院が２つ、精神科開業医が１つある地域特性から、本人家族が精神疾患を有する事例も多く、専門医療機関や精神障害部門とはより連携を大切に取り組む。

2) 市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす

- ・相談内容や相談実績値を取りまとめ、地域の高齢者の実情とニーズを把握に努める。相談の積みあげは小地域や介護予防教室に活かす。
- ・相談件数は宇治市へ報告する。また、困難な事例は宇治市にも支援の要請をしている。

3) 家族介護者支援に取り組む

ヤングケアラー、ダブルケアラー、生活困窮者など、家族に支援が必要な状態にある場合、児童、障害、生活困窮等に関わる行政の部門や地域団体等と連携し、早期発見・早期対応に取り組む。

4) 複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する

8050 問題、生活困窮、家族が精神・知的障害があるなど複合的な課題のある事例は、介護保険制度だけでは担えないため、行政機関や地域の方々の理解や協力を得て対応できるように今後も働きかけをおこなう。

（２）権利擁護業務

- ・高齢者虐待については、市や警察など関係機関と連携し対応に努める。市との評価会議でも検討を重ねる。居宅介護支援事業所やサービス事業所、関係機関との連携、虐待の早期発見、虐待再発防止を迅速に対応出来るように努める。
- ・消費者被害については、相談があった場合は、消費生活センターや警察と連携を図

り迅速に対応していく。得た情報は周囲の関係機関にも情報発信する。幸齢者健康づくり教室等でも情報提供や啓発に努める。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

居宅介護支援事業所の人員や状況把握を行い、個別相談や日々の連携を通しニーズ把握に努める。支援困難事例は共に考え、必要時は事例検討や小地域ケア会議等を開催していく。

主任ケアマネジャー部会、管理者研修会を実施する。管理者研修会では地域の居宅支援事業所のケアマネジャーと困りごとを共有し、情報交換の機会を持つ。

今年度は宇治市の虐待対応担当者に協力を依頼し研修会を計画する。

(4) 第1号介護予防支援事業・指定介護予防支援

- ・委託受け入れ協力や介護予防支援事業所の指定受け入れしてもらえよう引き続き検討を依頼していく。
- ・地域のインフォーマル資源を把握、リスト化し、ケアプランに社会資源を位置付ける意識を持つ。
- ・自立支援ケア会議や一般介護予防事業を通しセルフマネジメントの推進に努める。
- ・委託ケースは円滑なやり取りを心がけ帳票等の進行管理を行う。

3 組織・運営体制について

(1) 職員体制

職種	人数	常勤換算	包括的業務	予防兼務	その他兼務
主任介護支援専門員	1	1	あり	あり	なし
社会福祉士	2	2	あり	あり	なし
看護師◎	1	1	あり	あり	なし
介護支援専門員	1	0.65	なし	あり	なし
介護支援専門員	1	0.65	なし	あり	なし

◎センター長

(2) 休業日及び時間外の体制について

休業日・・・日曜日・祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

《時間外の体制》

毎日午後8時までは施設管理人が電話を受け、必要であれば、所長に電話する。

午後8時以降は、管理当番を決め、電話転送にて携帯電話対応とする。その後、必要であれば、センター長に報告する。また、緊急虐待通報の場合は市へ連絡する。

(3) 職員研修計画

- ・希望する研修に参加できるように係全体で協力する。得た内容は共有していく。
- ・メンタルヘルス対策は法人が研修や窓口設置しているので活用していく。
- ・分からない事などを互いに教えあう雰囲気があり、今年度も継続していけるよう互いに関係性を大切にしていく。
- ・将来的な人材育成や人材確保のために実習生は積極的に受け入れていく。

4 個人情報の保護について

- ・宇治市の『個人情報保護マニュアル』周知。法人の『個人情報マニュアル』も整備。これらに順次適切な運用に努める。
- ・毎年個人情報保護を目的とした研修を計画する。
- ・苦情があれば宇治市・法人へ報告し共有する体制をもつ。

5 重点取り組み事項に関する事業計画（東宇治南地域包括支援センター）

（１）圏域別重点課題への取り組み

地域の現状・地域課題	事業計画
①「医療・保険・健康」の相談が多く、重度化してしまうケースも多いため、早期相談に繋げる必要がある。 ②丘陵地（特に広岡谷地域）は移動の問題がある。	・ 広岡谷地域の移動等の課題を検討。今ある資源を住民、関係機関が共有し、検討する。 ・ 地域のサロンへの周知活動 ・ 居宅介護支援事業所・生活支援コーディネーター・民生児童委員会・学区福祉委員会・医療機関・宇治市等と広岡谷地域の課題について共有する

（２）地域における認知症との共生への取り組み

地域の現状・地域課題	事業計画
高齢化や認知症などにより社会的な繋がりが減少している。	・ 地域での出張相談（羽戸山・ユニ宇治川マンションなど） ・ 認知症サポーター養成講座 ・ れもんカフェの開催（年４回） ・ 地域に出向き地域包括支援センターのチラシを配布や設置 ・ SNS（Instagram）の活用による啓発活動も継続

令和８年度 南部・三室戸地域包括支援センター事業計画

1 運営方針

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを進める。

2 基本業務

(1) 総合相談支援業務

1) 地域包括支援ネットワークを構築する

学区福祉委員会の定例会、サロン、通いの場、健康づくり教室に出向き災害の意識を高める聞き取りを実施、分析し社会福祉協議会、生活支援コーディネーターと情報の共有を図る。地域の社会資源マップ、ちらしの作成。

2) 市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす

掃除や買い物など有資格のヘルパーでなくてもよい支援については住民主体のサービスを利用、通所系サービスの利用希望があれば、通いの場や歩いて通えるサロンの紹介、サービスCの利用を支援する。通所系サービスを利用する場合、サロンや趣味活動の場に通えるようになることを目標に、現状維持から改善につながるサービス計画を立てていく。

3) 家族介護者支援に取り組む

地域の商業施設、集会所等でこれから介護をする家族に向けて相談会を開催し介護離職に関する啓発を行う。

4) 複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する

福角団地の地域の特性を踏まえて、多世代とのつながり作りや居場所作り、仲間づくりを生活支援コーディネーター、学区福祉委員、民生委員、住民と連携し地域づくりを考えていく。

(2) 権利擁護業務

サロン、通いの場等で出前講座を開催し権利擁護の普及啓発を行う。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

圏域内の居宅介護支援事業所と年に2回事例検討会を開催。管理者意見交換会でケアマネジャーの質が向上する研修を企画。地域の社会資源の情報を共有。

(4) 第1号介護予防支援事業・指定介護予防支援

サービスを利用するとき、現状維持、改善につながるサービスを提案し利用者が自らが選択し介護予防の意識を高めたケアプランの作成を行う。利用者のセルフマネジメント向上のためリハビリ職と連携し地域で介護予防を実施。

3 組織・運営体制について

(1) 職員体制

職種	人数	常勤換算	包括的業務	予防兼務	その他兼務
主任介護支援専門員◎	1	1	あり	あり	あり
社会福祉士	1	1	あり	あり	なし
看護師	1	1	あり	あり	なし
介護支援専門員	2	1.56	あり	あり	なし

◎センター長

(2) 休業日及び時間外の体制について

相談日 月～土曜日 午前9時～午後5時

休業日は、日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）の期間。

時間外の連絡等については、転送電話にて連絡当番が担当し、必要に応じて非番の職員とも連携する。

(3) 職員研修計画

- ・ケアマネジメント能力を高める研修を積極的に受講する
- ・職員全員に個人目標シートを渡し事業計画を達成していく目標と自己啓発の方法を記入してもらう。

4 個人情報の保護について

- ・カスタマーハラスメント研修を4月に計画
- ・苦情対応の研修は外部講師を調整、6月に開催予定

5 重点取り組み事項に関する事業計画（南部・三室戸地域包括支援センター）

（１）圏域別重点課題への取り組み

地域の現状・地域課題	事業計画
南部学区では介護認定率が高く、認知症の進行や孤独死に至るケースがみられる。独居高齢者の増加に伴い、見守り体制が脆弱であり、支援に繋がっていない高齢者が存在している。また、認知症に伴う虐待やセルフネグレクト、生活困窮等の複合的課題を有するケースも増加しており、早期発見、早期支援が困難な状況にある。さらに、地域住民を対象とした転倒チェックリストの結果から、足が十分に上がっていない、階段昇降や段差でつまづく高齢者が多く見られ、身体機能の低下が進行していることが明らかになっている。外出の機会の減少や社会参加の低下によりフレイルの進行が懸念される。	①民生委員、学区福祉委員が相談しやすいよう高齢者連絡シートを活用 ②見守り未登録の独居高齢者の把握と情報集約。包括職員が実施する出前講座、介護予防教室の時間帯に、集会所等でミニ相談会を同時開催し気軽についでに相談できる場を設定 ③出前講座等を通じた地域の気づき力の向上を図る ④地域での緩やかな見守り（さりげない見守り）の普及

（２）地域における認知症との共生への取り組み

地域の現状・地域課題	事業計画
地域住民を対象とした認知機能低下テストの結果、80代以降に認知機能低下の自覚が増加する傾向が見られた。一方で、包括への相談は家族が認知症症状に気づいた後、要介護認定を経て居宅介護支援事業所へつながるケースが多く、早期段階での支援介入が課題である。また、地域における見守機能や本人からの相談機会が十分とは言えず、予防、軽度段階での関与が不足している。	①包括職員による南部・三室戸版コグニサイズ体操を集会所にて定期実施。参加者の認知機能や生活状況の変化を継続的に把握する。 ②コグニサイズ体操後にミニ相談会を実施し、本人、民生委員、学区福祉委員、住民から相談しやすい環境を整える。 ③認知症の人やその家族、地域住民が気軽に参加できる居場所として、れもんカフェを年4回開催する。参加者同士の交流や情報共有を図るとともに、相談しやすい環境を整え早期相談、孤立防止につなげる。 ④認知症相談に特化したアセスメントシートを活用し、初回相談時から適切な情報の把握、医療機関および初期集中チームと連携し、支援のスムーズ化を図る。 ⑤南部学区・三室戸学区の集会所において幸齢者健康づくり教室を年間12回開催し、フレイル予防および転倒予防を図るとともに、通いの場として社会参加の促進と早期相談につなげる。

令和８年度 中宇治地域包括支援センター事業計画

1 運営方針

地域住民の心身の健康保持増進及び生活の安定を図るため、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。そのために地域包括支援センターが地域の相談場所として地域の課題をくみ上げ、特性や実情を把握した上で高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように公正で中立性の高い事業運営を行い、地域包括ケアシステム実現のための中心的な役割を果たしていく。

2 基本業務

(1) 総合相談支援業務

1) 地域包括支援ネットワークを構築する

地域の関係機関や関係者の情報を引き続き収集する。特に権利擁護に関する相談対応において、高齢者への支援に必要な新たな支援先として、まず行政書士をリスト化しネットワーク構築を目指す。

2) 市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす

3職種およびその他の専門職が対応した相談案件を集約し、市へ報告するとともにセンター内で共有する。

3) 家族介護者支援に取り組む

虐待相談について開設時間以外も電話転送を行い24時間365日相談を受け付ける体制を整えている。個別相談であっても世帯を対象として、家族に支援が必要な状態にある場合は、関係機関と連携を図り、地域に向けた情報提供を行う。

4) 複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する

明確な相談先のない複合的な課題を持つ世帯の相談は、センターも入口の一つであるという認識を持ち、市担当課と相談しながら適切な社会資源につなぐことを意識するとともに、相談内容については他機関と共有した施策に反映されるよう担当課に報告する。

(2) 権利擁護業務

社会福祉士を中心に、圏域内の権利擁護に関わる専門職をリストアップした上で交流し、顔の見える関係づくりや情報共有を図る。把握した現状を踏まえ、民生委員の会合や個別支援連携時、地域に出向いた際に権利擁護に関する情報提供する。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

圏域内の居宅介護支援事業所の現状を把握し、センター職員と在籍ケアマネジャーとの顔の見える関係づくりをすすめるために、事業所へ足を運び、ケアマネジャーの困りごと（虐待疑いケース、支援困難ケース、必要な情報）を聴取する。

(4) 第1号介護予防支援事業・指定介護予防支援

利用者のセルフマネジメントを推進するために、地域住民が作成しやすい様式の検討や実施の検証を重ねる。そのために担い手に対し、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントについて共有を図る。

3 組織・運営体制について

(1) 職員体制

職種	人数	常勤換算	包括的業務	予防兼務	その他兼務
主任介護支援専門員	1	1	あり	あり	なし
社会福祉士	3	3	あり	あり	なし
保健師◎	1	1	あり	あり	なし
介護支援専門員	1	0.5	あり	あり	なし
社会福祉士	1	0.5	あり	あり	なし

◎センター長

(2) 休業日及び時間外の体制について

休業日) 日曜日・祝日・年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

時間外の体制) 17時以降は、管理当番を決め、電話転送にて携帯電話対応とする。

※緊急時でも24時間連絡をとることができるよう、職員が交代で携帯電話を365日24時間所持し対応する。その後、必要であれば、センター長に報告する。また緊急虐待通報の場合は市へ連絡し、連携して対応する。

(2) 職員研修計画

センター職員を対象とした研修へは可能な限り全職員が参加し欠席の場合は伝達共有する。法人研修計画に基づき研修実施、管理者が個別課題やニーズに基づき外部研修も含め参加促進する。年2回管理者によるヒアリングを実施、必要に応じてメンタルヘルスチェックに基づいた産業医による面談につなげることで業務上の心身の安定を図る。

4 個人情報の保護について

市の方針に基づき法人個人情報保護マニュアルを整備し各自保管、マニュアルに基づき研修を実施する。センター長を個人情報保護に関する責任者とし、やむを得ず個人情報を持ち出す場合は、業務日報に記載し、持ち出し前後に確認印を取る。個人情報漏えい防止のためヒヤリハットを蓄積分析し、事故防止に反映する。

5 重点取り組み事項に関する事業計画（中宇治地域包括支援センター）

（１）圏域別重点課題への取り組み

地域の現状・地域課題	事業計画
令和７年度の圏域相談内容として「介護予防・生きがい」が216件と最も多く、次いで「医療・保健・健康」が142件となっている。しかし、自ら情報を得て、教室やサロンに参加する住民は限られている。また、提供できる資源情報が煩雑になっており、地域全体を俯瞰した、人と人のつながりを可視化し、さまざまな場面で橋渡しをするためのツールの在り方や活用方法の検討が必要。	①地域資源の可視化と活用（１年） ○地域資源情報を収集する ・地区踏査による情報収集 ・既存資料による情報収集 ・関係機関からの聞き取り ○分類化 ・公共性高いもの・民間サービス、自立度の高いもの・医療介護で分類化 ・種別ごとに分類 ○資源マップ作製 ②幸齢者健康づくり教室（すこやか道場）開催 会場：宇治市福祉サービス公社中宇治事業所 広野地域福祉センター 回数：各月２回 広報：広報うじ、ホームページ、チラシ配架、窓口配布

（２）地域における認知症との共生への取り組み

地域の現状・地域課題	事業計画
認知症に関する相談は、ここ数年100件前後で推移しており、切れ目なく相談がある現状である。れもねいだーをはじめとする地域の担い手が、日常的な見守りや必要な場につながりなど、継続的な支援がある地域もあれば、担い手が十分でない地域もある。また独居、高齢世帯、頼れる身寄りがないことで判断力低下の際に、金銭管理や契約といった権利擁護に係る対応に課題を生じている。	①認知症啓発 ○れもんカフェの開催 回数：年４回 会場：小学校区各１か所＋１か所 時期：４半期に１回程度 ○認知症サポーター養成講座の開催、地域団体へ啓発 日時：不定期 ②権利擁護窓口との連携 ○権利擁護にかかる専門職や機関（行政書士、司法書士、権利擁護センター）と情報交換する 対象：圏域内の専門機関 期間：通年 内容：個別相談対応を通じて情報交換し、交流を図る

令和8年度 榎島地域包括支援センター事業計画

1 運営方針

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアシステムを推進する。

2 基本業務

(1) 総合相談支援業務

1) 地域包括支援ネットワークを構築する

多様なニーズの総合相談に対応する為に、地域における社会資源やネットワークについてリスト等にて整備し、センター内で共有・活用を行う。情報共有のために、ファイルにていつでも情報を引き出せるようにしておく。

また、総合相談での連携や地域の会議等への参加を行うことで地域ネットワークの構築を継続する。具体的には、民生児童委員協議会、学区福祉委員幹事会、第二層協議体、地域密着型サービス運営推進会議等に参加を行うことで地域ネットワークの構築を行う。

2) 市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす

総合相談支援業務について、相談の緊急性の判断、終結についてセンター内で共有する。地域包括支援センターだけでは対応が困難なケースに対しては宇治市及び関係機関と連携して対応を行う。

また、地域の高齢者の実情とニーズを把握するために、相談内容について、宇治市のフォーマット（相談実績集計表）を活用し、分類・分析を行う。

3) 家族介護者支援に取り組む

パンフレット等の配布を行い、センターの周知を継続する。夜間・早朝・休日の高齢者相談窓口（連絡先）についても併せて周知を行うことで家族介護者等が相談しやすい環境を整える。

また、家族介護者のニーズに応じて個別または家族介護者の集まりに対して随時、情報提供を行う。

4) 複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する

複合的な課題のある総合相談に対応する為に、地域における社会資源やネットワークについてリスト等にて整備し、センター内で共有・活用を行う。また、宇治市のフォーマット（相談実績集計表）を活用し、複合的な課題について分類・分析を行う。

（２） 権利擁護業務

宇治市高齢者虐待防止対応マニュアルに基づき、年に１回マニュアル共有会議を行い、高齢者虐待事例及び高齢者虐待が疑われる事例への対応の流れについて、センター内で共有を行う。

〈別冊〉宇治市包括支援事業実施の手引き（地域包括支援センターの運営）の権利擁護業務の項目について年に１回共有会議を行い、成年後見制度の利用促進、成年後見制度の市長申し立てに関する判断基準、また消費者被害対応についてセンター職員で共有を行う。高齢者虐待の相談については、宇治市が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議にて対応策について検討を行う。消費者被害に関する情報について、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー・地域住民等へ情報提供を行い、消費者被害防止に努める

（３） 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

居宅介護支援事業所の管理者研修会を槇島圏域で定期開催し、地域のケアマネジャーの知識や経験の共有を通じて、ケアマネジャー同士のつながり、また、ケアマネジメントの効率化、スキルアップの支援を行う。また同時に、槇島圏域の居宅介護支援事業所のデータ・ニーズや課題についても把握を行う。小地域ケア会議には地域のケアマネジャーに参加を依頼し、ケアマネジャーのニーズや感じている課題について検討を行う。

そして、ケアマネジャーのニーズに基づく、多様な関係機関・関係者との意見交換の場にセンター自身も参加を行っていく。また、幸齢者健康づくり教室を槇島圏域 2 箇所の地域で定期的に行うことで住民に介護予防や自立支援の意識の共有を行い、ケアマネジャー業務の円滑化に努める。

（４） 第１号介護予防支援事業・指定介護予防支援

〈別冊〉宇治市包括支援事業実施の手引きの介護予防ケアマネジメントについてセンター職員で回覧・確認を行い、自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関して市から示された基本方針について共有を行う。また、委託先の居宅介護支援事業所には新規委託時に自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関して市から示された基本方針について周知を行い、多様な地域の社会資源の情報提供も含めケアプラン原案の作成を支援する。委託する際には事業所選定の公平性・中立性を確保し、委託後は委託先一覧台帳へ記録、進行の記録等にて管理を行う。幸齢者健康づくり教室を毎月１回槇島圏域 2 箇所で定期開催を行い地域住民の介護予防を推進し、また私のげんき手帳を活用することで、介護予防の意識・セルフマネジメントの推進に努める。

3 組織・運営体制について

(1) 職員体制

職種	人数	常勤換算	包括的業務	予防兼務	その他兼務
主任介護支援専門員	1	1	あり	あり	なし
主任介護支援専門員◎	1	0.2	あり	あり	あり
社会福祉士	1	1	あり	あり	なし
看護師	1	1	あり	あり	なし

◎センター長

(2) 休業日及び時間外の体制について

業務時間は 9:00～17:00 とし、休業日は日曜日、祝日と年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）期間。時間外の緊急連絡については、輪番制で当番が担当。

(3) 職員研修計画

地域包括支援センター職員資質向上研修や、職種ごとの専門性に合わせた法人外研修に積極的に参加を行い、その内容についてセンター内で共有し、職員の資質向上・育成を行う。

また、ストレスチェックにて職員のメンタルヘルス対策を実施し、働きやすい職場の環境づくりを行う。

4 個人情報の保護について

個人情報に関する宇治市の取り扱い方針に従って、個人情報マニュアルを整備し、個人情報保護マニュアル共有会議を年 1 回行い、センター内で共有を行う。

個人情報持出・開示については、業務日誌に記載し管理を行う。

苦情については苦情対応マニュアルを整備し、苦情を受け付けた場合はマニュアルに沿って対応ができるように苦情マニュアル共有会議を年 1 回行い、センター内で共有を行う。

5 重点取り組み事項に関する事業計画（槇島地域包括支援センター）

（１）圏域別重点課題への取り組み

地域の現状・地域課題	事業計画
槇島圏域は地域に公共交通機関がない為、高齢者が車・バイク・自転車に乗れない状態になると、移動手段が家族や知人が運転する車、またはタクシーに限られ、高齢者の日常生活に問題が出やすい環境という地域課題を把握しています。地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続するためには、買い物・受診・福祉サービス・社会参加・助け合い等の生活に必要な環境が徒歩圏内にある仕組みづくり、「高齢者が徒歩で生活できる槇島」の実現が必要と考える。	①地域課題の情報共有及び課題解決に向けた地域ネットワーク構築の推進 ・地域の関係団体、地域住民の集まり等に参加し、地域包括支援センターの役割の周知、またお互いに情報共有を行うことで、更なる地域ネットワーク構築を進めていく。 ・地域の支え合い仕組みづくり会議（地域版）に参加を行い、地域の高齢者のニーズの把握・整理及び課題解決に向けた地域ネットワーク構築について検討を行う。 ・歩いて行ける場所での居場所構築 ②地域のケアマネジャー不足の課題が顕著になってきており、ケアマネジャー業務の持続可能な環境づくりについて支援を行う。 ・居宅介護支援事業所管理者研修会等のケアマネジャー支援研修を開催しケアマネジャー同士のつながり構築、またケアマネジャー業務の効率化・スキルアップの環境づくりを支援する。

（２）地域における認知症との共生への取り組み

地域の現状・地域課題	事業計画
槇島地域の新規相談（令和 7 年度）の約 20%が認知症の相談となっている。認知症について正しい理解がされておらず、認知症の相談窓口・各種支援等について知らない等の現状を認識している。 認知症について理解ある地域づくりを進めるために更なる認知症への取り組みが必要である。	①認知症について知る・語る・繋がる・集うことができる環境づくりを行う ・認知症コーディネーターと協力しれもんカフェを槇島圏域で年 4 回開催する。居宅介護支援事業所への開催の周知 ②認知症相談窓口・各種支援等の周知・啓発 ・地域関係団体や地域住民の集まり等に参加し認知症相談窓口・各種支援等の周知・啓発を行う ・高齢者健康づくり教室を通じ認知症予防に関する地域住民の意識とセルフマネジメント力向上に努める ③認知症に関する地域ネットワーク構築 ・認知症初期集中支援チーム検討委員会、京都府立洛南病院認知症疾患医療連携協議会、宇治市認知症ケアネットワーク等に参加し、認知症初期集中支援チームとの連携向上に努める ・居宅介護支援事業所管理者研修会で、認知症総合支援事業の周知啓発・ケアマネジャーとの連携向上に努める ・槇島小学校で認知症啓発を行えるように教務主任と相談する

令和８年度 北宇治地域包括支援センター事業計画

1 運営方針

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを推進する。

北宇治地域包括支援センタースローガン「ひとつひとつのつながりを大切に、広がっていく北宇治地域包括ネットワークづくり」

2 基本業務

(1) 総合相談支援業務

1) 地域包括支援ネットワークを構築する

相談しやすい窓口にしていくために、地域に出向き、学区福祉委員会や民生委員協議会、自治会等の会合に出席し、地域包括支援センターの取り組みなどを地域の関係者に広く発信していく。また、地域課題など様々な情報を共有することで連携力を高めていく。

職員会議にて相談実績データにて相談経路を分析し、相談があまり寄せられてこない関係機関などに対してのアプローチにつなげていく。

2) 市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす

相談実績のデータをこれまで以上に活用し、包括内の会議などでデータを共有し、分析していくことで、今後、包括職員にとって必要になる知識や情報を資質向上研修のテーマとして提案していく。

3) 家族介護者支援に取り組む

家族介護者のニーズを拾っていくためにも、当事者と家族が集える場所づくりを提案し、開催の支援を行っていく。

4) 複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する

複合的課題を抱える世帯のケースについては、相談受付表を分類し整理（ファイリングなど）することで、事業所内で常に共有が図れるようにしていく。

複合課題などを有する「気になるケース」については情報収集、モニタリングを行い、終結するまで職員会議で情報共有を行う。

(2) 権利擁護業務

消費者被害に関する情報を、民生児童委員協議会、学区福祉委員会、介護支援専門員等の集まりにて情報提供し、その取り組みを記録していく。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護支援専門員を対象にした研修会や事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に居宅介護支援事業所や小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員に示していく。北宇治地域包括支援センター主催の事例検討会を開催していく。(宇治明星園内、北宇治地域包括支援センター圏域内)

居宅介護支援事業所の管理者を対象とした研修会を行い、情報発信と管理者の資質向上の機会としていく。

(4) 第1号介護予防支援事業・指定介護予防支援

利用者のセルフケアマネジメントを推進していくためにも、介護予防ケアプランの簡素化を図り、高齢者にもわかりやすく、自ら作成しやすいものへ転換を図っていく。

3 組織・運営体制について

(1) 職員体制

職種	人数	常勤換算	包括的業務	予防兼務	その他兼務
主任介護支援専門員◎	1	1	あり	あり	あり
社会福祉士	2	2	あり	あり	あり
保健師	1	1	あり	あり	なし
看護師	2	1	なし	あり	あり
介護支援専門員	1	0.5	なし	あり	なし

◎センター長

(2) 休業日及び時間外の体制について

業務時間は8:45~17:15とし、休業日は、日曜日、祝日と年末年始(12月29日~1月3日)期間。時間外の連絡等については、転送電話にて連絡当番が担当する。

(3) 職員研修計画

社会福祉士実習、看護師実習を受け入れ、地域包括支援センターでの仕事に魅力を感じられるようにしていく。また、実習指導を通して、職員の資質向上の機会としていく。

4 個人情報の保護について

- ・個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備し、個人情報保護マニュアルの共有を年一回職員会議の中で行う。
- ・個人情報の持ち出しについては、管理表を用いてセンター長が管理する。
- ・苦情対応マニュアルを整備し、マニュアルに沿った対応ができるよう職員会議などで情報の共有を行う。

5 重点取り組み事項に関する事業計画（北宇治地域包括支援センター）

（１）圏域別重点課題への取り組み

地域の現状・地域課題	事業計画
介護予防、フレイル予防の取り組みの必要性については理解されているものの、積極的に一般介護予防事業などに参加されている高齢者はごく一部である。包括から案内するも最終的には介護保険の利用（デイやヘルパー）しか選択肢がない場合も多くある。特に80歳以上高齢者になるとそれが顕著である。 高齢になると買い物や掃除など、一つ一つの生活行動に時間を要し、余暇活動や介護予防に取り組む時間がなかなか取れない。生活に追われることで健康づくりへの意識が薄くなる。	①一般介護予防事業などに参加しない高齢者への介護予防普及啓発の検討を行っていく。 ②喜老会、Ｂタイプリハビリ、高齢者サロン等に訪問し、実態把握することで連携を継続する。また新たなサロンの開催などの情報をキャッチすればすぐに訪問し、地域包括支援センターの啓発や顔合わせをすることで、相談しやすい関係づくりを行う。 ③幸齢者健康づくり教室及び北宇治包括が協力している小倉明星園とともに地域の福祉をよくする会が独自で実施している介護予防教室に多くの方が参加できるよう啓発する。

（２）地域における認知症との共生への取り組み

地域の現状・地域課題	事業計画
認知症における理解は広まっているが、いざ支援しようという段階では地域の支援者も対応方法に迷うことも多い。特に高齢者サロンや介護予防のための教室、見守りされている民生委員や学区福祉委員からの情報ではMCIや軽度認知症と疑われる方との関わりも増えているとのことである。地域における認知症の個別の支援が課題となってきた。	①北宇治圏域のれもねいだ一の活動状況を把握し、れもんカフェへの招集など連携を深めていく。 ②小、中学校、民生委員、福祉委員会、高齢者サロン等に向けて「認知症あんしんサポーター養成講座」を開催し、認知症ケアの普及啓発を図る。 ③認知症コーディネーターと連携し、認知症に不安を抱えている高齢者が気軽に参加したり、情報交換できる「居場所づくり」の開催支援を行い、相談支援の機能強化を図っていく。

令和8年度 西宇治地域包括支援センター事業計画

1 運営方針

市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を根幹とし、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、地域包括ケアシステムの実現に向けて地域の中心的な役割を果たしていく。そして地域住民の相談窓口として、心身の健康の保持増進及び生活の安定のために必要な援助を行うと共に、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援していく。また、地域ネットワークの構築・活用を通じて圏域の特性や実情を把握していく中で、地域が抱える課題を幅広くくみ上げ、その課題解決に向けて積極的に取り組んでいく。専門職（主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師・看護師）は法的根拠、人権・権利を意識し、業務の理念を理解した上で、相互に情報共有と協議を重ね業務を遂行していく。

2 基本業務

（1）総合相談支援業務

1）地域包括支援ネットワークを構築する

地域包括ケアの推進に必要な地域ネットワーク構築の為、相談支援の中で関わった専門職や関係団体との連携強化を図っていく。併せて、地域ネットワークの構成員やその特性などの可視化について、協議検討を行っていく。

2）市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす

総合相談の中で、継続的なフォローの必要性があるケースについては、対象者のリスト化を図り、定期的な訪問を実施していく。また、係会議等において、緊急性も踏まえて継続的なフォローの必要性の可否判断を行う。

3）家族介護者支援に取り組む

家族介護支援についても、介護保険サービスに留まる事なく、多様なサービスによる支援の実現に向けて社会資源ネットワークの構築に努めていく。また家族介護者支援の傾向を把握していくため総合相談実績との連動を図り、その集計に努めていく。

4）複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する

複合的な課題を抱える世帯に対する支援については、ニーズに応じた社会資源につなげる事ができるよう介護保険サービスに留まることなく様々な分野との連携・協働を図る事で、包括的な支援の実現につなげていく。

（2）権利擁護業務

すべての高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活と自らの権利を行使できるように、権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられるような高齢者の早期発見早期対応に努めていく。高齢者虐待の未然予防の観点から啓発活動を継続して実施していく。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護支援専門員からの個別ケースの相談があれば、地域ケア会議など開催し、会議を通して多職種間の関係性を深め、連携意識を醸成していく。会議開催等の関係性構築を通して介護支援専門員の実践力向上のサポートの機会を適宜設けていく。

(4) 第1号介護予防支援事業・指定介護予防支援

生活上様々な課題を抱える高齢者に対して適切な支援を行い、要支援・要介護状態の重度化の防止、改善が図れるように取り組む。委託の際は、事業所選定において公平性、中立性を確保する。

3 組織・運営体制について

(1) 職員体制

職種	人数	常勤換算	包括的業務	予防兼務	その他兼務
主任介護支援専門員	0	0			
社会福祉士	2	2	あり	あり	なし
保健師	1	1	あり	あり	なし
社会福祉士◎	1	1	あり	あり	なし
認知症コーディネーター	1	1	なし	なし	なし
生活支援コーディネーター	1	1	なし	なし	なし

◎センター長

(2) 休業日及び時間外の体制について

【休業日】

日曜日・祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

【時間外の体制】

毎日午後8時までは施設管理人が電話を受け、必要であれば事業所長に連絡する。

午後8時以降は、管理当番を決め、電話転送にて携帯電話対応とする。

その後、必要であれば、センター長に報告する。また、緊急虐待通報の場合は宇治市へ連絡する。

(3) 職員研修計画

センター職員の定着を図るため、センター職員の「やりがい」「働きがい」を感じられるよう係の目標設定および行動指針を作成する。これにより目標に対する達成感やそのプロセスにおける個人の成長を促せるような環境を整えていく。また、個別の面談を年3回は実施し、職員のモチベーション管理に努めていく。

4 個人情報の保護について

個人の利益を最大限尊重しながら、個人情報の保護と活用のバランスを図っていく
また、市から示された個人情報に関するマニュアルを職員に配布し、その重要性の理

解を共有する。また、法人内でも策定している個人情報マニュアルに準じて適切な個人情報保護の運用に努めていく。

5 重点取り組み事項に関する事業計画（西宇治地域包括支援センター）

（１）圏域別重点課題への取り組み

地域の現状・地域課題	事業計画
宇治市内では高齢者数が最も多い圏域となっている。また、あわせて高齢化率も32.98%とこちらも宇治市内で２番目に高い数値になっている。これらの数値に比例して、要支援認定における介護保険サービスの利用者数も年々増加傾向になっている。2040年問題を見据える中で、必要な方に必要な介護サービスが行き届くよう適切な社会保障費の運用形態を維持していくため、住民一人一人の介護予防への意識の向上を図っていく必要がある。	目標達成に向けて、以下４つの事項を具体的な行動計画として実施していく。 ①地域に対して介護予防の取り組み活動に興味を持ってもらえるような啓発活動を実施していく。 ②インフォーマルな資源として、ふれあい、運動、レクリエーションなどが開催されているサロン活動や居場所の発見・情報取集を実施していく。 ③既存のサロン活動などすでに地域住民にとって居場所になっている団体との連携強化を図っていく事で、実際のサービス利用に繋げていく事を実現化していく。 ④ご本人が支援を拒否しているケースなど、定期的に訪問を実施する事で、状態像の把握及び安否の確認に努め、できるだけ自立性の高い段階での支援につなげていく。

（２）地域における認知症との共生への取り組み

地域の現状・地域課題	事業計画
総合相談において、認知症に関連した相談を多くうけている。特に、「短期記憶が低下している」「引きこもりがちになっている」「人との関わりを拒否するようになった」など、日常生活（入浴・排泄・食事）としては一定自立しているものの、認知症状により活動性低下や他者との関わりに影響が出ているケースが多い。こういった相談に対する支援としては、介護保険サービスではなく、本人にとって身近な存在で普段から見守りを含めて関わりを持ってもらえるような支援構築が望ましい。また、同じく本人や家族にとって身近な存在が共にいて安心して過ごす事ができる居場所の支援が望ましいものの、当圏域にはそういった認知症初期段階の方々への支援環境が整っていない。	・地域の中で、主体的にサロン活動など開催している団体に向けて認知症サポーター養成講座を開催していく。 ・れもんカフェについては、地域住民に向けて「正しい認知症の理解」の普及啓発の機会として実施していく。また、れもんカフェを初期の認知症当事者の方との出会いの場と位置付け、カフェを通してミーティングセンターやチームれもんなど、当事者やその家族の役割や生きがいがつくられる場所へのつなぎとして運営していく。 ・れもんカフェやミーティングセンターにおいては、支援介入拒否となっている認知症当事者にとって、介護サービスのようなフォーマルではなく気軽に参加できる「居場所」としての役割が担えるよう事業運営を展開していく。

令和８年度 南宇治地域包括支援センター事業計画

1 運営方針

- ・宇治市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正・中立性の高い事業運営を行う。また、地域の高齢者福祉の拠点・地域を支える中核的な存在として、地域包括ケアシステムの推進を行う。関係機関との連携等、様々な機会を通し、自立した生活継続や高齢者の地域課題の解決に取り組む。
- ・担当地域の実情と課題の把握を行い、地域特性をふまえた上で、将来の問題を見据えつつ、地域づくりに取り組む。

2 基本業務

(1) 総合相談支援業務

1) 地域包括支援ネットワークを構築する

- ・民生委員児童委員や学区福祉員、住民主体型通いの場、サロンなど地域で活動している関係者とは日頃から連携が図れるよう、各小中学校区担当者を配置する。
- ・西大久保小中学校区で開催している健康教室・介護相談会にて地域住民と交流する時間を作り、自身のことや、身近な地域で心配な方の相談が受けられる体制づくりをおこなう。

2) 市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす

相談事例は三職種の専門性を活かし対応していく。所内で対応が困難な場合、市の高齢分野以外の障害分野や生活困窮対応分野などへ支援を要請し、課題の解決に努める。

3) 家族介護者支援に取り組む

相談時は家族にもアセスメントをおこない、状況に応じ介護保険制度以外の社会資源も提案できるよう情報を整備していく。

4) 複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する

複合的な課題を持つ世帯に対しては、相談内容や課題に対して高齢分野以外の関係機関との連携を図り協働していく。

(2) 権利擁護業務

高齢者虐待の相談に対して、社会福祉士と管理者で対応。市、関係機関と連携し迅速な対応に努める。内容や経過については所内会議で共有していく。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

西南宇治地域包括支援センター共同にて居宅介護支援事業所管理者研修会を開催し、他事業所の取り組み、ニーズの把握、課題の共有に努める。

(4) 第1号介護予防支援事業・指定介護予防支援

- ・自立支援型ケアマネジメントの手法を活用し、地域の社会資源を取り入れ、適切なサービスの利用が提供されるよう利用者を支援していく。
- ・介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の委託は事業所別で台帳を作成し、必要書類の管理をおこなう。

3 組織・運営体制について

(1) 職員体制

職種	人数	常勤換算	包括的業務	予防兼務	その他兼務
主任介護支援専門員	1	1	あり	あり	なし
社会福祉士	2	2	あり	あり	なし
看護師	1	1	あり	あり	なし
社会福祉士◎	1	0.2	なし	なし	あり
ケアプランナー	1	0.48	なし	あり	なし
事務員	1	0.3	なし	なし	あり

◎センター長

(2) 休業日及び時間外の体制について

- ・相談受付時間は、月曜日～土曜日 9:00～17:00。
休業日は、日曜日、祝日と年末年始（12月29日～1月3日）期間。
- ・高齢者虐待等の緊急相談窓口については、24時間の受付対応ができるよう、時間外等も、業務携帯電話を職員が持ち帰り対応する。

(3) 職員研修計画

- ・専門性に特化した研修や、包括職員としての知識の取得になる研修を宇治市の人材研修や外部研修を全職員が年1回以上うけていく。
- ・研修参加者は管理者へ研修報告書の提出、所内会議にて伝達をおこない、情報の共有をおこなう。

4 個人情報の保護について

- ・個人情報持ち出し時は確認表を用いて、事務所当番者と持ち出し者でダブルチェックをおこなう。確認が行えているか随時、管理者がチェックをおこなう。
- ・苦情に対しては苦情受付票にて対策まで記載できるよう書類の整備、市や法人へ速やかに報告できる体制を整備する。

5 重点取り組み事項に関する事業計画（南宇治地域包括支援センター）

（１）圏域別重点課題への取り組み

地域の現状・地域課題	事業計画
大久保小学校区では後期高齢者の増加に伴い、外出の機会の減少から身体状態の低下につながり、介護に関する相談が増加している。 相談窓口の周知として地域で開催されているサロンなどへの参加、民生委員児童委員、学区福祉委員、近隣の開業医、介護サービス事業所とも連携を強化、地域課題の情報共有していく必要がある。	①住民の身近な相談者である民生児童委員、地域活動をおこなっている学区福祉委員との連携を強化していく ②認知症関連の介護サービス事業所と連携し、南宇治をたがやす会の定期開催、れもんカフェの開催、相談窓口の周知活動をおこなう ③圏域内の開業医、薬局と連携を図り、介入が必要な住民の情報提供を依頼していく ④住民が立ち寄る公民館やコミュニティセンターなどへ包括のチラシを配架し相談窓口の周知していく ⑤相談内容や民生児童委員等、関係機関の情報から地域課題を抽出し、小地域包括ケア会議で協議していく

（２）地域における認知症との共生への取り組み

地域の現状・地域課題	事業計画
平盛小学校区では府営住宅が主な住民であり、高齢化率が年々上がり、介護に関する相談が増加している。 認知症の進行や身体状態が悪化してからの相談も増えており、介護予防の取り組みや、早期に相談できる仕組みづくりを検討していく必要がある。	①民生児童委員、学区福祉委員、地域で活動している住民と連携を図り、高齢者の情報共有、協力体制を築いていく ②地域活動へ参加し、顔馴染みの関係を築く。 ③団地サロンの運営を協働していく ④介護・認知症に関する知識や意識を高めるため、西大久保自治会にて出前講座を行政と合同で開催する ⑤初期集中支援チームと連携を図り、認知症の啓発活動をおこなう

令和8年度 地域包括支援センター運営事業 収支予算

(円)

センター名			東宇治北	横島	南部・三室戸	北宇治	南宇治	東宇治南	中宇治	西宇治	市全体
受託法人名			社会福祉法人 くらしの ハーモニー	社会福祉法人 一竹会	社会福祉法人 宇治明星園	社会福祉法人 宇治明星園	社会福祉法人 不動園	一般財団法人 宇治市福祉 サービス公社	一般財団法人 宇治市福祉 サービス公社	一般財団法人 宇治市福祉 サービス公社	
経常活動収支	収入	介護保険収入	15,472,800	8,036,000	12,267,720	15,472,800	15,970,000	18,659,000	17,280,000	16,871,000	120,029,320
		受託事業収入(包括)	20,400,000	15,300,000	15,300,000	20,400,000	20,400,000	20,400,000	25,500,000	25,500,000	163,200,000
		受託事業収入(その他)	752,400	752,400	764,000	752,000	750,000	0	0	0	3,770,800
		その他収入	42,000	4,320	73,280	34,000	0	0	0	0	153,600
	収入計		36,667,200	24,092,720	28,405,000	36,658,800	37,120,000	39,059,000	42,780,000	42,371,000	287,153,720
	支出	人件費支出	24,500,000	17,960,000	20,039,000	27,727,050	24,900,000	25,831,000	30,468,000	22,182,000	193,607,050
		事務費支出	9,500,000	4,727,800	4,927,000	7,240,000	11,190,000	4,825,000	4,396,000	10,660,000	57,465,800
		事業費支出	1,000,000	1,043,680	965,000	816,750	250,000	7,725,000	7,400,000	8,866,000	28,066,430
		その他支出	50,000	361,240	0	0	0	0	0	0	411,240
	支出計		35,050,000	24,092,720	25,931,000	35,783,800	36,340,000	38,381,000	42,264,000	41,708,000	279,550,520
経常活動収支差額			1,617,200	0	2,474,000	875,000	780,000	678,000	516,000	663,000	7,603,200
施設設備等による収支	収入	固定資産売却収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		施設整備補補助金収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入計		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	支出	設備資金借入金元金償還支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		固定資産取得支出	1,000,000	0	232,000	300,000	0	0	0	0	1,532,000
	支出計		1,000,000	0	232,000	300,000	0	0	0	0	1,532,000
施設設備等による収支差額			-1,000,000	0	-232,000	-300,000	0	0	0	0	-1,532,000
財務活動等による収支差額	収入	利息配当金収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		借入金元金償還補助金収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		収入計		0	0	0	0	0	0	0	0
	支出	借入金元金償還金支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他の支出	0	0	0	0	0	678,000	516,000	663,000	1,857,000
	支出計		0	0	0	0	0	678,000	516,000	663,000	1,857,000
財務活動等による収支差額			0	0	0	0	0	-678,000	-516,000	-663,000	-1,857,000
その他活動による収支	収入	積立資産取崩収入	0	0	1,000	0	0	0	0	0	1,000
		拠点区間長期借入金収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		事業区分間繰入金収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他の活動による収入	0	0	1,000	0	0	0	0	0	1,000
	収入計		0	0	2,000	0	0	0	0	0	2,000
	支出	積立資金支出	0	0	1,723,000	449,000	0	0	0	0	2,172,000
		事業区分間繰入金支出	600,000	0	100,000	126,000	700,000	0	0	0	1,526,000
		その他の活動による支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		支出計		600,000	0	1,823,000	575,000	700,000	0	0	0
その他活動による収支差額			-600,000	0	-1,821,000	-575,000	-700,000	0	0	0	-3,696,000
予備費支出			0	0	400,000	0	0	0	0	0	400,000
収支差額合計			17,200	0	21,000	0	80,000	0	0	0	118,200